

青森県気象災害連絡会規約

(名称)

第1条

本会は、青森県気象災害連絡会と称する。

(目的)

第2条

本会は、会員相互の情報交換や調査研究発表を通じて、青森県およびその周辺で発生する気象現象に対する理解を深め、気象災害の防止・軽減に資する知見を得ることを目的とする。

(会員)

第3条

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人とする。また本会の目的に賛同する民間企業、行政機関、教育機関、ならびに各種団体等は、所属する職員等を会員として参加させることができる。

(事業)

第4条

本会は、総会とおおむね年1回の連絡会を開催する。総会では、役員を選出、事業計画、規約の改正等を審議する。連絡会では、会員による調査研究発表ならびに気象問題に関連した情報交換を行なう。必要に応じて、随時、公開研究発表会等を開催する。

(事業年度)

第5条

本会の事業年度は、毎年4月より翌年の3月までとする。

(役員および事務局)

第6条

本会は、役員として会長(1名)と幹事(若干名)をおく。会長および幹事は本会の円滑な運営に努める。また本会の事務局を弘前大学大学院理工学研究科寒地気象実験室におく。

(役員を選出と任期)

第7条

役員を選出は当該年度の総会で行なう。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(経費)

第8条

本会は会費を徴収しない。なお、事業に必要な経費は寄付金等によってこれを賄う。

(入会および退会)

第9条

入会を希望する者は、事務局にその旨申し出て幹事会の承認をうける。退会を希望する者は、事務局にその旨申し出る。

付則 本規約は平成18年3月13日から施行する。

本規約は平成20年12月25日に改正する。

本規約は平成24年6月29日に改正する。